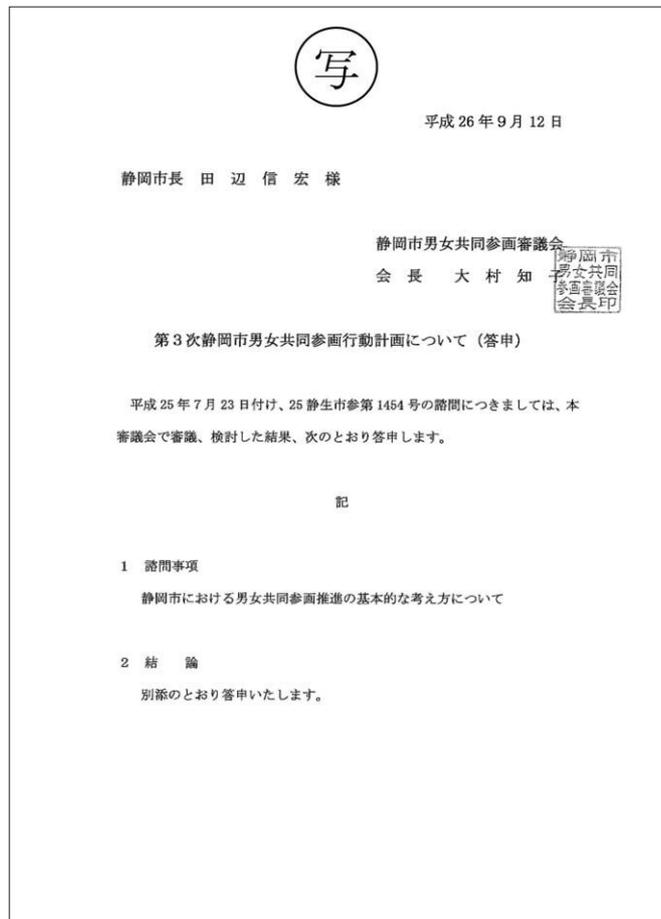


第5章 参考資料

第3次静岡市男女共同参画行動計画について（答申）



平成26年9月12日
審議会・大村会長から市長への答申

審議経過

年月日	会議等	内容
平成25年度		
平成25年 7月23日	第1回男女共同参画審議会	第3次静岡市男女共同参画行動計画について市長から諮問
平成25年10月11日	第2回男女共同参画推進会議 幹事会議・担当者会議	第3次静岡市男女共同参画行動計画策定について
平成25年10月25日	第2回男女共同参画推進会議	第3次静岡市男女共同参画行動計画策定について
平成25年11月 6日	第3回男女共同参画審議会	第3次行動計画策定に向けた課題について
平成26年 1月28日	第3回男女共同参画推進会議	第3次行動計画策定に向けた課題について
平成26年 1月31日	第4回男女共同参画審議会	第3次行動計画策定に向けた課題の整理
平成26年度		
平成26年 5月 9日	第1回男女共同参画審議会	第3次行動計画骨子案について
平成26年 6月19日	第1回男女共同参画推進会議 幹事会議・担当者会議	第3次行動計画骨子案について
平成26年 7月 8日	第2回男女共同参画審議会	第3次行動計画骨子案について
平成26年 8月 3日	意見交換会	第3次行動計画に関するタウンミーティング
平成26年 8月26日	第3回男女共同参画審議会	第3次行動計画答申案について
平成26年 9月12日	答申	男女共同参画審議会から市長に対して答申
平成26年10月21日	第1回男女共同参画推進会議	第3次行動計画中間素案について
平成26年10月28日 ～11月27日	市民意見公募	計画案に関するパブリックコメント
平成26年12月16日	第4回男女共同参画審議会	第3次行動計画案について
平成27年 1月22日	第2回男女共同参画推進会議	パブリックコメントの結果等について

静岡市男女共同参画審議会委員名簿

(任期：平成25年6月23日から平成27年6月22日)

委員名	所属・推薦団体	備考
秋山 憲治	静岡理工科大学 総合情報学部 人間情報デザイン学科 教授	副会長
太田 尚子	静岡県立大学 看護学部 看護学科 教授	
大村 知子	静岡大学 名誉教授	会長
小川 和彦	静岡市校長会 (長田西中学校 校長)	平成26年4月1日から
岸本 高昌	一般財団法人 静岡経済研究所 主席研究員	
木村 幸男	メンズ・サポート・しずおか 共同代表	
窪田 美保	公募委員	
小林 久美	公募委員	
滝 和子	社会福祉法人 静岡市社会福祉協議会 (バディプロジェクト 代表)	
中野江里香	静岡県弁護士会	
中山 真弓	公募委員	
南條 正徳	一般社団法人 静岡県経営者協会 (しずおか信用金庫 理事 人事部長)	
橋本 恵子	株式会社 静岡第一テレビ 報道制作局アナウンス室長	
松平 千佳	静岡県立大学 短期大学部 社会福祉学科 准教授	
望月 恒利	静岡地域労働者福祉協議会 (日立アプライアンス労働組合空調支部 執行委員長)	
望月 金雄	静岡市校長会 (長田西中学校 校長)	平成26年3月31日まで



平成25年度 第1回審議会
(平成25年7月23日)



第3次行動計画に関する諮問
(平成25年7月23日)



平成26年度 第3回審議会
(平成26年8月26日)



用語解説

あ行

NPO

Non-Profit Organization（＝民間非営利組織）の略で、市民活動団体と同義です。

なお、NPOの内、特定非営利活動促進法により認証を受け、登記した団体がNPO法人（特定非営利活動法人）です。

法人格の有無にかかわらず、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などの様々な分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。

なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

さ行

ジェンダー統計（男女別統計）

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計です。

た行

ダイバーシティ

「多様性」のことです。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。

デートDV

交際相手（別れた相手も含む）間の暴力のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等の親しい関係にある人から振るわれる暴力のこと。

「暴力」とは、殴ったり蹴ったりするなど直接何らかの有形力を行使する「身体的暴力」だけでなく、心無い言動等により相手の心を傷つける「精神的暴力」、生活費を渡さない等の「経済的暴力」、嫌がっているのに性的行為を強要する等の「性的暴力」を含みます。

は行**ポジティブ・アクション（積極的改善措置）**

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

ま行**メディア・リテラシー**

メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

ら行**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデルのこと。

わ行**ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）**

働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。仕事と生活の調和の実現は、市民一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。

関係法令

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、

また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立て

るために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行

為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するた

めのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対

する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスか

らの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのす

すべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、

この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、こ

これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することがで

きる。

第19条

1. 委員会は、手続規則を採択する。

2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2. 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1. この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2. この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そ

のような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3.2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参

画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画

を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以

下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する

者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

静岡市男女共同参画推進条例

平成15年4月1日

条例第112号

改正 平成16年12月22日条例第98号

平成19年12月12日条例第90号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第15条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本施策
(第16条—第23条)

第3章 静岡市男女共同参画審議会(第24条—第
31条)

第4章 雑則(第32条)

附則

日本国憲法には、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向けては、昭和50年の国際婦人年から今日まで、世界では国際連合を中心として、女性に対する差別をなくす目的で作られた女子差別撤廃条約が採択されるなど、積極的な取組が行われてきました。

日本でも、男女が公平な労働条件の下で働くことを目指した男女雇用機会均等法や男女が平等な立場で生活することを目指した男女共同参画社会基本法が制定されるなど、男女平等を実現するための法律や制度がしだいに整備されてきました。

私たちのまち静岡市でも、女性行動計画や男女共同参画推進計画を策定するとともに、女性会館を開館するなど女性政策を推進し、男女が平等な立場で、いきいきと生活できる社会づくりに向けて努力をしてきました。

こうした様々な取組にもかかわらず、性別で役割をきめつけてしまう考え方や、これに基づく社会のしきたりには根強いものがあり、多くの市民が不平等だと感じています。男女がお互い人として、どう生き、どう働くかを自由に決めることができ、互いに尊重しあう質の高い豊かな生活を送るためには、男女があらゆる分野で共に参画していくことが欠くことのできない緊急の課題となっています。

こうした世の中の動きを踏まえ、静岡市では一人ひとりが個性と能力を発揮し、責任を分かち合う男女共同参画社会づくりに、自分たちの暮らす地域全体で取り組んでいくために、市民の参画により、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに男女共同参画に関する基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある男女平等な社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(4) 市民 市内に居住し、通学し、通勤し、又は市内で活動する者をいう。

(5) 事業者 個人又は法人にかかわらず、市内において事業を行うすべてのものをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が人としての尊厳が重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の自由な活動の選択を妨げることをしないよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保)

第5条 男女共同参画の推進に当たっては、男女

が社会の対等な構成員として、市、事業者その他団体における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が確保されなければならない。(家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動を行うことができるようにしなければならない。

(世界的視野の下での男女共同参画)

第7条 男女共同参画の推進は、世界の国々で取り組むべき目標であると認識し、広く世界に向けた視野の下に、積極的に行われなければならない。

(男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮)

第8条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の生殖と性に関し、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮されなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、第3条から前条までに規定する男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的に策定し、実施するとともに、その他の施

策についても、男女共同参画の視点に立って実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画推進施策の策定及び実施に当たっては、財政上の措置及び実施体制の整備に努めるものとする。
- 3 市は、男女共同参画を率先して推進し、当該推進に当たっては、市民及び事業者と連携し、及び協力するとともに、市民及び事業者が男女共同参画の推進のために行う活動の支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第10条 市民は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度及び慣行を改善し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するよう自ら努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業生活と家庭生活における活動の両立を支援するため、就労環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、就労者に対し、就労に関して男女共同参画の推進に役立つ情報を提供するよう努めなければならない。

- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第12条 何人も、あらゆる場において、性別によ

り差別した取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、身体的、精神的、経済的、性的暴力等あらゆる暴力行為を行ってはならない。

(地域における男女共同参画の実現)

第13条 何人も、地域における団体の活動において、男女共同参画の実現を図るよう努めなければならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第14条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報の表現への配慮)

第15条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント及び男女間の暴力行為を助長する表現その他男女共同参画の推進を妨げる表現を用いないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本

施策

(行動計画)

第16条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進のための行動計画(以下「行動計画」という。)を策定する。

- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画推進施策の大綱

- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を推進するために必要な事項
- 3 市長は、行動計画の策定に当たっては、第24条の静岡市男女共同参画審議会へ諮問し、かつ、市民の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。
(進ちょく状況の公表)
- 第17条 市長は、各年度における行動計画の進ちょく状況を公表するものとする。
(調査研究)
- 第18条 市は、男女共同参画推進施策を策定し、かつ、実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。
(情報提供及び広報活動)
- 第19条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるために、あらゆる機会を通じて、情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。
(研究機関等との連携等)
- 第20条 市は、男女共同参画を推進するため、研究機関及び教育機関と連携し、及び協力するよう努めるものとする。
- 2 市は、男女共同参画を推進するため、民間の団体と連携し、及び協力するとともに、当該民間の団体が男女共同参画の推進のために行う活動を支援するよう努めるものとする。
(家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立支援)

第21条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の社会における活動を両立することができるようその支援に努めるものとする。

(事業者からの報告)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、助言することができる。

2 市長は、前項の報告により把握した状況について公表することができる。

(苦情及び相談への対応)

第23条 市は、市民又は事業者からの、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる市の施策に関する苦情及び性別により差別した取扱い等に関する相談に対し、関係機関と連携を図り、適切に対応するよう努めるものとする。

第3章 静岡市男女共同参画審議会

(設置)

第24条 男女共同参画を円滑に推進するため、静岡市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第25条 審議会は、第16条第3項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。

(組織)

第26条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第27条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が

委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 関係団体が推薦する者
- (3) 市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長は、審議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、生活文化局において処理する。

(平16条例98・平19条例90・一部改正)

(委任)

第31条 この章に規定するもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第4章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第98号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月12日条例第90号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

静岡市女性会館条例

平成15年4月1日

条例第113号

改正 平成16年12月22日条例第86号

平成17年9月28日条例第100号

平成18年10月16日条例第108号

平成20年3月21日条例第26号

平成21年3月13日条例第15号

平成26年3月20日条例第19号

(設置)

第1条 静岡市は、女性をとりまく諸問題に関する学習及び活動の振興を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市女性会館	静岡市葵区東草深町3番18号

(平16条例86・一部改正)

(事業)

第2条 静岡市女性会館(以下「女性会館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 講座、教室等の開設に関すること。
- (2) 交流及び諸活動の指導及び助言に関すること。
- (3) 図書、資料等の収集、整理及び利用に関すること。
- (4) 相談に関すること。
- (5) 女性会館の施設、設備等の利用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業

(利用時間)

第3条 女性会館の利用時間は、午前9時から午後9時30分までとする。ただし、特に必要があると認めるときは、前条第4号に掲げる事業(以下

「第4号事業」という。)の実施に係る場合にあっては市長は、同条に掲げる事業のうち同号に掲げる事業以外の事業(以下「第1号等事業」という。)の実施に係る場合にあっては第17条の規定による指定を受けて女性会館の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)は、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(平17条例100・追加、平18条例108・平20条例26・平21条例15・一部改正)

(休館日)

第4条 女性会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、特に必要があると認めるときは、第4号事業の実施に係る場合にあっては市長は、第1号等事業の実施に係る場合にあっては指定管理者は、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月の第2月曜日及び第4月曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

(平17条例100・追加、平18条例108・平20条例26・一部改正)

(利用の許可)

第5条 別表第1及び別表第2に掲げる施設、特殊器具等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(平17条例100・旧第3条繰下、平18条例108・一部改正)

(利用の不許可)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該

当するときは、施設等の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 主として営利を図ることを目的として利用するおそれがあると認めるとき。
- (5) 建物及び附属設備を損傷するおそれその他管理上支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不適当と認めるとき。

(平17条例100・旧第4条繰下、平18条例108・平20条例26・一部改正)

(優先利用)

第7条 施設等を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、規則で定めるところにより、施設等を優先して利用することができる。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共用又は公益事業を行うために利用するとき。
- (2) 公共的団体が公益事業を行うために利用するとき。
- (3) 第1条に規定する設置目的のための活動を行う団体として市長が認める団体が当該活動を行うために利用するとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(平20条例26・追加)

(使用料の納付)

第8条 第5条第1項の規定による施設等の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、当該使用料の納付に当たり、市長が特別の理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(平17条例100・旧第5条繰下・一部改正、平20条例26・旧第7条繰下・一部改正)

(使用料の減額又は免除)

第9条 市長は、第1条に規定する設置目的のための活動その他生涯学習活動又は公益のために利用する場合で、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平17条例100・旧第6条繰下、平20条例26・旧第8条繰下・一部改正)

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰すことができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用しようとする日前3日までに利用の許可の取消しを申し出て、市長が特別の理由があると認めるとき。

(平17条例100・旧第7条繰下、平20条例26・旧第9条繰下)

(特別の設備等)

第11条 利用者は、女性会館に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(平17条例100・旧第8条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第10条繰下)

(利用の目的の変更等の禁止)

第12条 利用者は、施設等の利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平17条例100・旧第9条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第11条繰下・一部改正)

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用の許可の条件を変更し、又は利用を停止させ、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号に掲げる事由が生じたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が必要であると認めるとき。

(平17条例100・旧第10条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第12条繰下・一部改正)

(入館の制限)

第14条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、女性会館への入館を拒否し、又は女性会館からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 女性会館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不適當であると認めるとき。

(平17条例100・旧第11条繰下、平18条例108・一部改正、平20条例26・旧第13条繰下・一部改正)

(原状回復の義務)

第15条 利用者は、女性会館の利用が終わったとき、又は第13条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは前条の規定により退館を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(平17条例100・旧第12条繰下・一部改正、平20条例26・旧第14条繰下・一部改正)

(損害賠償の義務)

第16条 女性会館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(平17条例100・旧第13条繰下、平20条例26・旧第15条繰下)

(指定管理者による管理)

第17条 女性会館の管理(第4号事業に係る管理を

除く。以下同じ。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するものに行わせるものとする。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第17条繰下、平21条例15・旧第18条繰上)

(指定管理者の指定の申請)

第18条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第18条繰下、平21条例15・旧第19条繰上)

(指定管理者の指定の基準)

第19条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画が女性会館の設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画が女性会館の効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第19条繰下、平21条例15・旧第20条繰上)

(指定管理者の指定等の公告)

第20条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、そ

の旨を公告するものとする。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第20条繰下、平21条例15・旧第21条繰上)

(指定管理者の業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第1号等事業の実施に関すること。
- (2) 女性会館の利用の許可に関すること。
- (3) 女性会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第21条繰下、平21条例15・旧第22条繰上)

(指定管理者の原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(平18条例108・追加、平20条例26・旧第22条繰下、平21条例15・旧第23条繰上)

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例100・旧第15条繰下、平18条例108・旧第17条繰下、平20条例26・旧第23条繰下、平21条例15・旧第24条繰上)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市女性会館条例(平成4年静岡市条例第10号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第100号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月16日条例第108号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第17条を第23条とし、第16条の次に6条を加える改正規定(第17条及び第22条に係る部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第26号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市女性会館条例(平成15年静岡市条例第113号)別表第1及び別表第2の改正規定は、この条例の施行の日以後に施設等の利用の許可を受けた者から適用し、同日前に施設等の利用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月13日条例第15号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市女性会館条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1(第8条関係)

(平20条例26・全改、平26条例19・一部改正)

施設使用料

室名	位置	収容人員	様式	第1条の設置目的のための活動その他生涯学習活動のために利用する場合の使用料						その他の場合の使用料					
				午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日	午前	午後	夜間	午前午後	午後夜間	全日
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	30分後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	30分後1時から午後9時まで	30分前9時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	30分後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	30分後1時から午後9時まで	30分前9時から午後9時まで
第11集会室	1階	14人	洋室	330円	460円	510円	760円	880円	1,240円	690円	930円	1,030円	1,530円	1,770円	2,480円
第12集会室	1階	14人	洋室	340円	470円	510円	780円	890円	1,260円	720円	950円	1,030円	1,570円	1,800円	2,530円
第21集会室	2階	12人	洋室	320円	450円	490円	740円	850円	1,200円	670円	910円	990円	1,490円	1,710円	2,400円
第22集会室	2階	18人	洋室	330円	460円	510円	760円	880円	1,240円	690円	930円	1,030円	1,530円	1,770円	2,480円
第41集会室	4階	54人	洋室	740円	990円	1,080円	1,580円	1,930円	2,580円	1,490円	2,000円	2,180円	3,180円	3,870円	5,160円
第42集会室	4階	22人	洋室	380円	510円	550円	850円	970円	1,370円	780円	1,030円	1,120円	1,710円	1,960円	2,750円
第43集会室	4階	20人	洋室	340円	470円	520円	780円	900円	1,270円	720円	950円	1,050円	1,570円	1,820円	2,550円
第44集会室	4階	20人	洋室												
第45集会室	4階	36人	洋室	540円	730円	770円	1,170円	1,350円	1,910円	1,100円	1,470円	1,550円	2,360円	2,710円	3,830円
子ども室	1階	30人	洋室	560円	760円	790円	1,220円	1,400円	1,980円	1,140円	1,530円	1,590円	2,460円	2,810円	3,980円
ギャラリー	2階	—	—	300円	420円	470円	680円	800円	1,130円	630円	850円	950円	1,380円	1,610円	2,260円
軽運動室	2階	30人	洋室	730円	980円	1,060円	1,560円	1,910円	2,550円	1,470円	1,980円	2,160円	3,140円	3,830円	5,100円
料理実習室	2階	32人	洋室	810円	1,080円	1,150円	1,730円	2,080円	2,800円	1,630円	2,170円	2,320円	3,490円	4,180円	5,610円

研修室	4階	96人	洋室	1,150円	1,540円	1,670円	2,480円	2,950円	4,020円	2,320円	3,090円	3,360円	4,990円	5,920円	8,040円
和室5	4階	20人	和室	520円	700円	750円	1,130円	1,310円	1,850円	1,050円	1,420円	1,510円	2,280円	2,630円	3,710円

備考

- 1 料理実習室の使用料には、調理台使用料を含まないものとする。
- 2 子ども室を女性会館の他の施設又は静岡市葵生涯学習センターの施設の利用に伴い、保育室として利用する場合には、当該保育室として利用する間の子ども室の使用料は、無料とする。

別表第2(第8条関係)

(平20条例26・全改、平26条例19・一部改正)

特殊器具等使用料

区分	数量単位	使用単位	使用料
調理台(附属器具を含む。)	1台	1回	210円
視聴覚研修システム	一式	1回	1,080円
女性会館の設備以外の機器、器具等を使用するため電気又はガスを使用する場合			電気又はガスの使用量に応ずる実費相当額

備考

- 1 使用単位1回の使用時間は、4時間以内とする。
- 2 調理台の使用料には、燃料費を含むものとする。

男女共同参画関連年表

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
1975	昭和50	◇国際婦人年 ◇メキシコシティで国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）が開催。平等・開発・平和を目標にした「世界行動計画」を採択 ◇国連総会で76年から85年を「国連婦人の10年」と決定	◇総理府に婦人問題企画推進本部（本部長内閣総理大臣）及び婦人問題企画推進会議を設置 ◇総理府婦人問題担当室を設置	
1976	昭和51		◇戸籍法改正（離婚後における婚氏統稱制度の新設）	
1977	昭和52		◇「世界行動計画」を受けて初の「国内行動計画」を策定	
1979	昭和54	◇国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を採択		△清水市社会教育課内に婦人担当窓口を設置（担当1人） △第1次清水市婦人問題懇話会設置
1980	昭和55	◇コペンハーゲンで「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）開催	◇「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名（女子差別撤廃条例）	△清水市社会教育課内婦人担当窓口を婦人係に昇格（担当3人） △「婦人のための清水市計画」の策定に着手
1981	昭和56			△清水市婦人問題懇話会から清水市の婦人問題解決について91項目の報告書が提出
1982	昭和57			△「婦人のための清水市計画」を策定
1983	昭和58			▽静岡市教育委員会青少年課を婦人青少年課に改め婦人担当窓口を設置（担当1人）
1984	昭和59		◇国籍法及び戸籍法の改正（父系血統主義から父母両系血統主義へ）（配偶者の帰化条件の男女同一化）	
1985	昭和60	◇ナイロビで「国連婦人の10年」最終年世界会議（第3回世界女性会議）開催「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略（ナイロビ将来戦略）」を採択	◇「女子差別撤廃条約」を批准	
1986	昭和61		◇男女雇用機会均等法の施行	
1987	昭和62		◇「西暦2000年に向けての新国内計画」を策定（男女共同参画型社会の形成）	

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
1988	昭和63			▽静岡市婦人青少年課婦人担当窓口を婦人係に昇格（担当3人）
1989	平成元			▽国、県の計画に基づき「静岡市女性行動計画」の策定に着手
1990	平成2	◇国連（経済社会理事会）で「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」を採択		△第5次清水市婦人問題懇話会から提言①女性活動拠点施設の整備②男女平等意識の啓発③女性の社会参加の促進④福祉の向上と健康づくり
1991	平成3		◇「西暦2000年に向けての新国内計画」の第1次改訂を実施（男女共同参画社会へ）	▽「静岡市女性行動計画～フレッシュプランしずおか」を策定 △「西暦2000年に向けての女性のための清水市計画」を策定
1992	平成4		◇育児休業法の施行 ◇婦人問題担当大臣を設置	▽「フレッシュプランしずおか実施計画」に基づき事業開始 ▽静岡市婦人青少年課を女性青少年課に婦人係を女性行政係に改称 ▽静岡市女性会館が開館（指導係を設置）
1993	平成5	◇国連総会で「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択		▽静岡市教育委員会女性会館に女性青少年課から女性行政係が移設 ▽第1期フレッシュプランしずおか推進懇話会より提言 ①男性や若い世代への効果的な働きかけについて②高齢社会と男女共生について③政策・方針決定の場への女性の参加促進について
1994	平成6		◇総理府に男女共同参画室を設置 ◇内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置（行動計画スローガンは男女共同参画社会）	
1995	平成7	◇北京で第4回世界女性会議を開催「北京宣言」と「行動綱領」を採択	◇「ILO156号条約」批准 ◇育児・介護休業法成立	

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
1996	平成8		◇「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年(平成12年)度までの国内行動計画」策定	▽静岡市教育委員会女性会館女性政策係が企画部国際・女性政策課へ所管替えし女性政策担当に、女性会館は国際・女性政策課課内室となる ▽第2期フレッシュプランしずおか推進懇話会より提言①社会的に保護者を支援する施策②男女共同参画社会を支える社会基盤の整備③意識改革について
1997	平成9			△清水市企画調整課内に女性政策推進室を設置し、「清水市男女共同参画計画」策定に着手 ▽第3期フレッシュプランしずおか推進懇話会を設置し、「静岡市女性行動計画」の改訂作業に着手
1998	平成10		◇特定非営利活動促進法の施行	
1999	平成11		◇改正男女雇用機会均等法の施行 ◇改正労働基準法の施行 ◇改正育児・介護休業法の施行 ◇男女共同参画社会基本法の施行 ◇少子化対策推進基本方針の策定	▽第3期フレッシュプランしずおか推進懇話会より提言 ▽「静岡市男女共同参画推進計画～しずおかパートナープラン」策定
2000	平成12	◇ニューヨークで女性2000年会議を開催「政治宣言」「成果文書」を採択	◇「男女共同参画基本計画」策定	△清水市企画調整課女性政策推進室を女性政策担当に改組 △「清水市男女共同参画計画～しみずステップアッププラン」を策定
2001	平成13		◇内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律一部施行	
2004	平成14		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全施行 ◇改正育児・介護休業法施行 ◇少子化対策プラスワン策定	▽静岡市男女共同参画推進条例を施行

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
2003	平成15		◇少子化社会対策基本法の公布、施行 ◇次世代育成支援対策推進法の公布、施行	◇静岡市及び清水市が合併し新「静岡市」発足、企画部に男女共同参画課を設置 ◇男女共同参画推進条例を施行 ◇「男女共同参画行動計画」を策定
2004	平成16		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正	◇男女共同参画行動計画の評価指標を策定
2005	平成17	◇ニューヨークで「北京+10」世界閣僚級会合を開催	◇「男女共同参画基本計画(第2次)」策定 ◇女性の再チャレンジ支援プランの策定	◇局制の導入により、総務局企画部男女共同参画課に改称
2006	平成18		◇男女雇用機会均等法の改正 ◇女性の再チャレンジプランの改定	
2007	平成19		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正 ◇短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の改正 ◇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針の策定	◇女性会館に指定管理者制度を導入(NPO法人男女共同参画フォーラムしずおか) ◇機構改正により、総務局都市経営部男女共同参画課に改称
2008	平成20		◇「女性の参画加速プログラム」決定 ◇児童福祉法、次世代育成支援対策推進法改正	◇機構改正により生活文化局市民生活部男女共同参画課に改称 ◇「第2次静岡市男女共同参画行動計画」を策定
2009	平成21		◇育児・介護休業法改正	
2010	平成22	◇第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催(ニューヨーク)	◇「第3次男女共同参画基本計画」策定 ◇仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章、仕事と生活の調和促進のための行動指針改定	◇「静岡市仕事と生活の調和推進基本方針」制定
2011	平成23	◇ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)発足		◇内閣府との共催により「男女共同参画フォーラムin静岡」開催

西暦	年号	世界の動き	国の動き	静岡市の動き ▽旧静岡市 △旧清水市
2012	平成24		◇「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画』策定」	
2013	平成25		◇配偶者からの暴力の防止及び被害者（等）の保護に関する法律の改正	◇機構改正により生活文化局市民生活部男女参画・市民協働推進課に改称
2014	平成26			◇「静岡市DV防止基本計画」を策定
2015	平成27			◇「第3次静岡市男女共同参画行動計画」を策定 ◇機構改正により市民局男女参画・多文化共生課に改称

